

江戸川#9合唱団 設立趣意書 (案)

(設立の経緯)

江戸川女子高等学校の第九公演は、2005年の父・娘の共演として発展を遂げ、2013年の第20回サントリーホール公演で一つの頂点を迎えました。その後も学校行事として毎年3月下旬に開催され今年で22回を数えるに至っています。

この間、世話人会なるものを結成し、かたばみ祭へのブースの出展や公演までの練習の合間の懇親会の企画などの活動も軌道に乗りつつあります。

男声コーラスは今年100人を超え、一つの男声合唱としては比類のない規模になってきましたが、年々新しい参加者を迎えつつこのまま増え続ければ舞台からはみ出す事態も考えられました。

そうした時期に、せっかく大勢の方が集い第九という素晴らしい媒体のもとで親睦を深めるとともに何よりも音楽や部隊の素晴らしさを改めて実感されたのではないかと思います。そこで、新たな活動の場を作るべく、2015年3月から「第九大好き合唱団」の設立を目標に有志により検討を進めてまいりました。また、公演参加者有志によるOB会を立ち上げ、かたばみ祭などにも参加しながら自主公演などの企画も検討してきました。

今回、2016年1月16日の自主公演にあわせ、「江戸川#9合唱団」として設立をご提案し、多くの方の入会と賛同を得られた場合には活動を具体的に始めたいと思います。

現在までそれほど緻密なリサーチをしていないので会の運営など手探りの部分はございますが、下記のとおり、合唱団設立を有志の方にお諮りし今後の活動推進をご提案するものです。

2015年11月21日 江戸川#9合唱団 設立準備会

記

1. 合唱団の名称 江戸川#9合唱団 (Chor Edogawa #9Dm)
2. 主たる活動 第九合唱への参加。拠点近くの合唱祭への参加。及び関連する活動
尚、添付の会則のほか随時会員で活動方針を決定し運営する。
3. 対象 江戸川女子第九公演参加経験者で会の趣旨に賛同する者
4. 2016年1月16日(土)の設立のための臨時総会を以て発足。毎年7月に定時総会を開催する。
5. アンケートにより合唱団参加希望をつのり、発足時の会員とする。

添付1. 任意団体「江戸川#9合唱団」会則 (案)

添付2. 同 運営細則 (案)

以上

添付 1

任意団体「江戸川# 9 合唱団」 会則 (案)

平成 27 年 11 月 ** 日 制定

(名称)

第 1 条 本会は、江戸川# 9 合唱団 (以下「本会」という。) と称する。

(本会の目的)

第 2 条 会員の音楽活動を相互に支援するとともに、原則として以下のような自主的な音楽活動を通じて親睦を深めることを目的とし、営利を目的とする活動は行わない。

一、会員相互の音楽活動の情報交換

二、各音楽活動への参加

三、会員が参加する定期的な合唱の練習会の規格、運営

四、その他本会の目的に資する活動への参加

(会員の資格)

第 3 条 会員は、江戸川女子高等学校の主催するベートーヴェン第九演奏会参加経験者であって、本会の目的、趣旨に賛同する者で構成する。

(入会)

第 4 条 前条の資格を有する者が入会を希望し、所定の入会手続きをした場合、入会を認めるものとする。

(退会)

第 5 条 会員は、次の場合に退会とする。

一、大会を申し出たとき

二、本人が死亡したとき。

(事業の内容)

第 6 条 本会は次の事業を行う。

一、事業計画を決定する会員総会

二、各種練習会

三、その他本会の目的達成のために必要な事業

(幹事会の構成と選任)

第 7 条 本会の運営にあたって幹事会を構成し、会員の互選により以下の役職をおく。

幹事 8 名

代表幹事 幹事の中から互選により代表幹事を 1 名選出する。

会計監査人 幹事の中から互選により会計監査人を 2 名選出する。

(会員総会)

第 8 条 会員総会は定期総会および臨時総会とし、会員をもって構成する。

一、定期総会は原則として毎年 7 月、江戸川区（小岩駅周辺）において開催する。

二、臨時総会は、代表幹事が必要と認め、幹事の過半数の同意を持って開催する。

三、総会の議決は、出席者の過半数を得て決定し、可否同数の時は代表幹事がこれを決定する。議案は事前に会員に通知するとともに、電子的手段による投票も参加とみなす。投票結果は会計監査人により確認し、投票結果を有効とする。

四、総会に付議すべき事項は次のとおりとする。

(1) 事業報告および決算の承認

(2) 事業計画および予算規模の決定

(3) 会則の改正

(4) その他重要な事項

(運営資金)

第 9 条 本会の運営資金は、随時に徴収する会費および寄付によるものとする。随時に徴収するというのは、一つの行事（定期的に関連する一連の業務を含む）の参加者負担の原則によるものとする。

(会員の会費)

第 10 条 入会金および定期的な会費は徴収しない。

(活動資金)

第 11 条 通信費などの活動資金は、寄付および事業実施後の残余金を一定額積立金として、積立金から充当するものとする。なお、積立金は年度の決算総額の 10%以下とする。

(会計)

第 12 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。また、本会の決算は当該年度終了後の総会に報告し、承認をえるものとする。

(附則)

第 13 条

一、この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。但し、合唱団設立後以降平成 28 年 4 月 1 日までの間については、会則をできる限り準用するものとする。

二、本会の運営に当たり、運営細則を別途定める。

添付 2

任意団体「江戸川#9合唱団」 運営細則（案）

（適用）

1. 本会は、江戸川#9合唱団（以下「本会」という。）の運営に関わる事項は、会則によるほか、会則第13条の定めにより決定したこの運営細則による。

2. 新規会員の入会手続き

（1）会則第2条に定められた資格を有志、新たに入会を希望する者は、入会申込書に必要事項を記入し提出する。

（2）幹事会は提出された申込書を確認し、入会名簿を管理する。但し、個人情報については下記の目的以外に使用しないよう十分配慮する。

（3）個人情報（申し込み記載事項）の使用目的

①本会から会員への連絡、通知

②会員に限り配布する名簿

③会員相互の連絡

3. 幹事会役職の選任

（1）幹事会役職は、原則として定期総会で選任し、任期は2年とする。なお、再任は妨げない。

（2）定期総会から次の定期総会までの間、やむを得ない事情により退任者が出た場合には、次のとおりとする。

①幹事会は後任候補を選定し、本人の同意を得て、暫定的な役職を委嘱する。

②暫定的な役職の任期は次の総会までとする。

4. 関連行事への参加および支援

本会の企画する行事のほか下記の行事に参加、支援できるものとする。

（1）江戸川女子高等学校ベートーヴェン第九定期演奏会

（2）江戸川女子高等学校かたばみ祭第九ブース

（3）その他本会の事業計画に組み込んだ関連行事

5. 総会資料

総会で議決が必要な資料および関連資料は、総会に先立ち会員に通知する。

6. 附則

運営細則は平成28年4月1日から施行する。

以上

